

# ご存知ですか？ ジェネリック医薬品

保健医療課国保年金係

0824731158

医療予防係

0824731155

## ジェネリック医薬品とは

お医者さんが処方する薬には、新薬【先発医薬品】とジェネリック医薬品【後発医薬品】の2種類があります。その中で、新薬は安全性や効果などの承認を受けるために、多くの時間と経費をかけて開発されています。そのため、新薬には20年〜25年の期間で製造や販売の特許が認められ、開発したメーカーのみが製造と販売を行っています。

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が切れた後に、新薬と同じ主成分で作られるものをいいます。安全性や効果は新薬で確認されており、開発の時間や経費が少なくすむので安価に作るができます。

ジェネリック医薬品の種類にもよりますが、価格は新薬の2〜8割となり、窓口負担の軽減や健康保険などが支出する医療費の抑制にもつながります。

## ジェネリック医薬品 Q&A

庄太郎くん

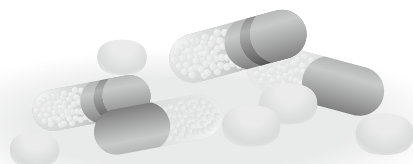


**Q** 安くて効果が同じなら、ジェネリック医薬品を処方してもらったほうがお得ですね。どうしたら処方してもらえるの？

博士



**A** 医療機関を受診する際に、医療保険者が配布する「ジェネリック医薬品希望カード」を医師・薬剤師に提示するなどして、相談されることをお勧めします。ただ、同じ主成分を使っている、薬の種類や治療の内容によっては、すべての新薬がジェネリック医薬品に変更できるとは限りません。医師・薬剤師の指導のもとで、上手に利用していくことが大切です。



# 「耐震診断」 「耐震改修工事」に 補助

庄原市木造住宅耐震改修促進事業

都市整備課建築係 0824731151

平成7年の阪神・淡路大震災をはじめ、全国各地で地震により多くの被害が発生していることから、木造住宅の「耐震診断」「耐震改修工事」に係る補助制度を創設しました。

安心安全なまちづくりのため、この制度を活用して、住まいの耐震化を進めてください。

### 補助制度の概要

#### ●対象建築物

- 次の①〜⑤すべての項目に該当する市内の木造住宅が対象となります。
- ① 在来軸組構法および伝統的構法により、昭和56年5月31日以前に着工し建築されたもの
  - ② 戸建住宅または併用住宅(延べ面積の1/2以上が住宅のもの)
  - ③ 居住の実態があるもの
  - ④ 3階以下(地階を除く)
  - ⑤ 以前に同一事業による補助金を受けていないもの
- 補助対象者  
次の①・②いずれの項目にも該当する方が対象となります。

- ① 補助対象住宅の所有者(市外の方も可)または入居者
- ② 庄原市税の滞納がないこと(世帯員全員)

#### ●補助額

- 耐震診断 診断費用の2/3の額以内で限度額4万円  
耐震改修工事 工事費用の1/3の額以内で限度額40万円

#### ●予定戸数

- 耐震診断 20戸  
耐震改修工事 3戸

#### 資格者の診断・工事監理が必要

補助を受けるためには、庄原市木造住宅耐震診断設計資格者として庄原市に登録されている建築士が、耐震診断および耐震改修工事の工事監理を行う必要があります。

市では木造住宅耐震診断設計資格者名簿を作成し、都市整備課および市ホームページで公表しています。詳しくは、都市整備課へお問い合わせください。

